

## 厚生労働大臣が定める掲示事項について

当院は、厚生労働大臣が定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

### 入院基本料に関する事項

当院では、1日に12人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。

なお、時間帯毎の配置は次の通りです。

- ・朝8：30～夕方17：30まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は、10名以内です。
- ・夕方17：30～朝8：30まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は、20名以内です。

### 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束最小化について

当院では、入院の際に医師を初めとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束最小化の基準を満たしております。

### 入院時食事療養（Ⅰ）・入院時生活療養（Ⅰ）について

当院は入院時食事療養（Ⅰ）・入院時生活療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事が適時（夕食については6時以降）、適温で提供されます。

## 九州厚生局長への届出事項に関する事項

当院は、下記の施設基準の届出を行っています。

### ○基本診療料

- ・地域一般入院料 3 (15対1)
- ・診療録管理体制加算 2
- ・看護配置加算
- ・看護補助加算 (I)
- ・データ提出加算 1 及び 3
- ・電子的診療情報連携体制整備加算 3

### ○特掲診療料

- ・二次性骨折予防継続管理料 1
- ・二次性骨折予防継続管理料 3
- ・地域連携診療計画加算
- ・CT撮影及びMRI撮影 (MRI東芝1.5テスラ)
- ・運動器リハビリテーション料 (I)
- ・椎間板酵素注入療法
- ・麻酔管理料 (I)
- ・外来・在宅ベースアップ評価料 (I)
- ・入院ベースアップ評価料 (6 3)

### ○入院時食事療養及び入院時生活療養

- ・入院時食事療養 (I) ・入院時生活療養 (I)